

令和5年度第3回小金井市地域福祉推進委員会 会議録

日時：令和5年9月21日（木）

午前10時00分から

場所：市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 9人

会長	金子 和夫	委員			
副会長	石塚 勝敏	委員			
委員	阿萬 理恵	委員	井出 悦弘	委員	
	山本 俊郎	委員	青松 佐枝	委員	
	小森 哲夫	委員	酒井 利高	委員	
	畑 佐枝子	委員			

欠席委員 3人

	中山 広美	委員	秋山 理絵子	委員	
	穂坂 英明	委員			

事務局	福祉保健部長	大澤 秀典
	地域福祉課長	根本 礼太
	自立生活支援課長	天野 文隆
	介護福祉課長	松井 玉恵
	高齢福祉担当課長	平岡 美佐
	健康課長	伊藤 崇
	地域福祉係長	清水 伸悟
	地域福祉係主任	玉井 奈保子

委託事業者 株式会社名豊 渡邊 陽介

傍聴者 0人

提出資料 （資料1）本市における包括的な支援体制の整備について
（資料2）地域福祉計画骨子
（資料3）施策の体系図案について

1 開会

金子会長：時間になりましたので、小金井市地域福祉計画推進委員会を始めさせていただきます。本日は秋山委員と穂坂委員から欠席の連絡をいただいておりますが、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。

事務局：(資料の確認)

金子会長：ただ今、説明がありました資料につきまして不足等はございませんか。それでは、特にないようですので、各資料の説明は次第に沿って進めさせていただきます。それでは、議事に入ります。

2 議事

(1) 計画骨子案について

金子会長：本日、計画の骨子案を審議し、次回に素案を審議していただきます。この委員会で審議された素案は本市の福祉総合計画の原案として市民に示され、市民の意見を募集することになります。そのため、時間的に余裕のないスケジュールですがその点を念頭におき、計画策定にご協力をいただければと思っています。では事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局：(資料1に基づき説明)

金子会長：ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。重層事業の説明もありましたので、骨子案と併せて発言をお願いします。

阿萬委員：相談支援包括化推進員の役割が多いように感じます。一部を住民にも委託できることがあるかもしれないので、⑤の協議会の中で活動しているキーパソンに協力を依頼して、役割分担を再度考えてみる必要があると思います。③の地域づくり事業のコーディネイトについては継続とありますが、市の取組状況がわからない人に繋げるコーディネーターが必要かと思っています。「ここねっと」という子育て支援では110名以上の会員がおり、どのようにすれば地域が良くなるかを常に考えたところ、地域を支えるコーディネーターが必要であると思います。

山本委員：質問ですが、相談支援包括化推進委員は社協から選ばれた方ですか、どのような

方が活動されていますか。

石塚副会長：私ども社会福祉協議会は小金井市から委託をいただき福祉総合相談窓口に相談支援包括化推進委員を配置しています。

山本委員：相談支援包括化推進委員は社協の職員ですか、小金井市の職員ですか。

金子会長：相談支援包括化推進委員の具体的な人数や実際の業務内容と、過度の負担があるかについて説明をお願いします。

石塚副会長：まず、地域づくり事業については、既にどの程度、地域づくりが進んでいるのかが重層的支援体制整備事業を展開するうえでのキーポイントですが、小金井市では既に様々な活動が展開されていますので、そうした地域ネットワークや活動団体と繋がる中で、課題を分析し、解決のために取り組むことが相談支援包括化推進員に求められている業務だと思います。

また、多機関協働事業では生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議を主催します。案件ごとに市民の他に多種多様な専門家と関係機関に個別に声をかけ招集し、そこで出される市民や団体の意見から課題解決に向けた方向性を見出して行く流れです。相談員の業務としては必要な方を見極めて招集する役割ということになります。あくまで相談支援包括化推進員が主導するわけではなく、負担と言えば、会議の調整役として必要な参加者を見極めて招集することです。

酒井委員：市が直接支援するわけではないため、支援員が認知をされ、影響力を持つていかなければならない。現在の職員人数と配置状況を教えていただきたい。地域には日常生活圏域があり、地域支援コーディネーター等との連携、アウトリーチや地域づくりにも関係してくるため相当の職員でないと難しいのではないのでしょうか。

石塚副会長：職員の雇用形態については週に4日勤務の非常勤の嘱託職員になります。現在の配置人数5人です。

酒井委員：その5人が全て福祉総合相談窓口配置されているのですか。

石塚副会長：その通りです。その他に生活困窮者自立支援法で雇用されている相談支援員、就労支援員、家計改善支援員などの職員がありますが、その職員とともに一体的に相談支援を進めています。

酒井委員：地域づくりの観点からは住民との様々な協議が必要です。例えば、住民を招集できる時間帯は夜間が多いと思いますが、現在の体制で柔軟に対応はされていますか。柔軟な対応ができないと支援員として住民から信頼を得るのは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

石塚副会長：あくまでも勤務時間は決まっており、夜間でも土・日でもというわけにはいかないのは事実ですので、そういった部分は正規職員がフォローしています。ただ、実際に夜間に対応する案件は少なく、土・日に活動がある場合には休日出勤で対応しています。

井出委員：その5名は全員女性でしょうか。非常勤で週4日勤務となると、経済的な問題が存在すると推測します。

石塚副会長：現状はすべて女性です。男性も希望者があれば採用しますが、雇用形態の問題等で難しい部分もあるかもしれません。

畑委員：支援体制の整備で、支援につながっていない人を拾い上げる方法について、周囲の気づきから窓口などの支援につなげて行くことにはなりますが、本人が希望しない場合は上手く行きません。ひきこもりの方の支援のために民生委員に協力を要請したこともあります。非常に苦勞します。相談員のネットワークができています。実感はありますが、そのネットワークの方々が把握していないと支援が進みませんし、周囲が気づいた場合にどこに相談すればいいのか、計画の内容だけを見ているとわかりません。本人との信頼関係を築くまでの道のりは困難なものですが、これに対する具体的な手段は制度の中に入っているのでしょうか。

事務局：どこに相談していいかわからないというケースの窓口が福祉総合相談窓口になります。また、本人が支援を希望せず本人同意が得られないケース等で状況が重篤な場合など、既存の支援体制では対応が困難なケースに対応するために「支援会議」を新設します。会議体の構成員には民生委員や地域住民も含まれていますので、関係機関とともにケースに応じた支援者を招集して、各々できる支援の内容が違う関係機関等が役割分担をしてチームで問題解決のために取り組みます。そのための会議体を作りますというのは制度の中に含まれています。

青松委員：そうした問題は複雑で時間がかかるもので、一律ではないケースばかりです。とくにひきこもりの問題は解決のために時間を要し、年単位で要支援者との信頼関係を築いて行くわけですが、その背景や事情をどのように文章化し、どのように計画に

落とし込むのか、現実と計画に乖離が生じないかという感覚を持っています。

金子会長：ありがとうございます。東京都の民生委員 100 周年の強化策にある「民生委員の班体制」にもありますが、複数の民生委員がひとりの要支援者に支援を行うことで、関係性が改善されるということもあります。人が替わればマッチングがうまくいく確率も上がります。例えば、団地などで実施している取組に、現役の学生に低い賃貸料で部屋を貸し出し、要支援者に声かけをしながら関係性を築き、他者交流への誘導支援を行うというもので、春日部市武里団地や高島平の団地などで実施していますが、人が替われば信頼関係が醸成しなくとも上手く行くこともあり、比較的短時間で他者交流に至ることも実証されています。文章にすると綺麗な文章になってしましますが、ただ、現状での具体策を考えて行く必要はあります。

また、包括化推進員となる職員の前職が何だったのか、どのような専門性に基づいて活動していくのかという点は興味があります。

石塚副会長：現在勤務する 2 名は生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員と就労支援員がシフトして担当しています。相談支援員と就労支援員は必ず国や都が実施する研修を受講し認定され業務を担っています。研修は一度受けて終わりではなくその後も課題別の研修等を継続受講しており、研修体制はしっかりとしたものがあります。一方、包括化推進員は国の指定研修がない状態ですので、人材養成については社協でしっかり担っていきます。現在の職員も自ら進んで社会福祉士の資格試験を受験するなど頑張っていただいています。

また、私からの意見ですが、本日は施策の体系の資料が提出されており、今日ここを確認し、これで行くというところを決めていくことになると思います。重層的支援体制整備事業については細かな点もご議論いただいています。今回の地域福祉計画で大きなポイントになるのが包括的支援体制であり、ここにしっかりと取り組むという点と権利擁護という視点が重要になると考えています。

地域福祉計画が各個別計画の上位計画に当たることから、議論すべき点はそこに集約されていくと考えますので、現在、個別に分かれている分野を横に繋ぐ包括支援体制の部分と、分野に関わらず児童から高齢者、障害者までを含めた権利擁護の環境を地域の中で十分に整えて行くという点について、施策の体系の中で取り上げているということではこの案で進めていただいているのではないかと考えています。

金子会長：今、副会長から意見が出ましたが、了承が得られるようであれば、計画の骨子案や体系図の説明を受けたうえで、改めて議論をいただきたいと思います。

(2) 施策の体系図案について

金子会長：それでは、骨子案と施策の体系図案についてまとめて説明をお願いします。

事務局：(資料2、資料3に基づき説明)

金子会長：ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。委員の意見を求めたいと思います。

酒井委員：本論ではないですが、骨子案の10ページの65歳健康寿命と65歳平均障害期間というデータで、「65歳平均障害期間」という言葉は初めて聞きました。確かに東京都の資料にはありますが、高齢分野の計画でも示されていないような一般的ではないデータです。地域福祉計画に高齢者の健康寿命と平均障害期間を記載した積極的な意味を伺いたいです。また、「65歳平均障害期間」は要介護認定を受けてから亡くなるまでの期間と解釈できますが、2年未満や3年程度と期間が非常に短いです。掲載するのであれば丁寧な説明や用語の定義を加筆する必要があると思います。また、ここに掲載するのであれば介護の計画との調整も必要ではなでしょうか。

金子会長：私も平均障害期間は聞き慣れない用語です。健康寿命と平均寿命は国際規格を含めて重要な施策の根拠となるので明確に定義づけをされていますが、掲載の意図がありましたら説明をお願いします。

事務局：地域福祉計画の担当部署としては現計画にも掲載があるため経年比較ができるという点と小金井市の特色として元気な高齢者が多い地域であることを示したいという意図で残したデータです。

コンサル：補足をいたします。厚生労働省の示す健康寿命は国民調査の結果をもとに算出しますが、都道府県や市町村では同等の調査を実施することができないために「要介護認定を受けてから死亡するまでの期間」のデータにもとづいて算出するケースが多く、「平均障害期間」という用語に関しては東京都独自の名称を引用したのですが他県で使用している「平均自立期間」と同等の意味合いがあります。

酒井委員：小金井市のデータでは要介護2が3年で要介護1が7年とあるけれども、実感としてはないです。

事務局：データの掲載自体が必要かどうかも含め検討する時間をいただきたいと思います。

金子会長：委員の方、よろしいでしょうか。他にいかがですか。

(異議なし)

井出委員：骨子案の 12 ページの生活保護の状況で、令和 4 年の生活保護の 1777 名に対してケースワーカーは何名で、また、どのような資格を持ち、被保護者の方にどのようなケアを行っているのでしょうか。

地域福祉課長：現在ケースワーカーは 14 名で、半数程度が社会福祉士や精神保健福祉士の資格を保持し、資格職として入所した職員です。また、半数は通常の人事異動で配属された一般事務職員です。福祉現場での就労経験がある資格職の職員が一般事務職員とペアを組み、OJT の中で人材養成を行う他に、東京都が開催する研修にも参加し能力向上を図っています。

井出委員：生活保護者に対するケースワーカーの比率を考えると 126 対 1 ということになります。

地域福祉課長：指標となるのは世帯ですので 110 程度です。

井出委員：100 以上の世帯数に対して、ケアという意味で年に何回くらい訪問可能なのでしょうか。

地域福祉課長：東京都から指示が出ており、概ね年 1 回という規定があり、自宅のみならず入院先や施設にも訪問し、実態調査をしています。訪問 1 回では済まないケースもあり複数回訪問するケースもあります。コロナ禍には訪問を自粛していた期間もあり、その間は電話で確認を行っていました。

井出委員：東京都の規定で被保護者世帯に対するケースワーカーの配置基準はありますか。

地域福祉課長：社会福祉法ではケースワーカー対被生活保護世帯 80 世帯という配置基準を設けていますが、26 市のうちでこの基準をクリアしている市はなく、小金井市も 110 世帯を超えており乖離がありますので、市全体として考えて行かなければなりません。ケースワーカー 1 人当たりの負担が大きいことも課題として認識しています。

井出委員：具体的な解決策はないのですか。

地域福祉課長：担当部署としては、80 世帯からの乖離について問題提起を行っています。

できる限りの事はしておりますが、最終的には市全体の中で人員配置が適切に行われるものと考えております。

酒井委員：別の自治体でケースワーカーとして従事していましたが、訪問については、累計がありますから、就労支援が必要なケースや高齢で働けないケースなど訪問回数も様々です。基本は家庭訪問ですから私の場合は毎月 25～30 回訪問を実施していました。それ以外に新規申請があり、決定までの過程もかなり負担になります。

石塚副会長：この議論は課題があるということで留めておきたいと思います。私からは、29 ページの「地域活動の活性化」の文末に、「福祉の関係団体との連携を強化し支援機関のネットワークづくりを進めます」とありますが、ネットワークづくりは福祉という枠組みだけではなく商業団体など他団体と連携していますので、内容を検討していただきたいです。

酒井委員：見守りネットワークは商店街など福祉分野と関係がない機関と協働しています。社会福祉法人だけではなく NPO 法人など様々な団体が協力した取組が地域福祉には重要ですので、副会長の意見に賛成です。再考して欲しいと思います。

畑委員：29 ページの 7 行目に「地域活動に関する情報発信や支援」とありますが、情報発信に対する支援なのか、地域活動に対する支援なのか支援内容を具体的に記載した方がいいと思います。また、文末 2 行については副会長の意見に賛成で、私たちの団体でも単独通勤の障害者の災害時における対策として、通勤経路の商店街と繋がって協力を要請したいという気持ちを持っています。障害者は孤立感を抱いていますので、助けて欲しい時に手を差し伸べてもらえるよう、福祉関係団体だけではなく、他との連携や協力を考慮した文言を検討し、施策にも生かしていただきたいです。

金子会長：地域全体の見守りの意見にもありましたように、前提条件を福祉の関連団体に固執せずに地域全体に幅広く加わってもらえるよう文面を考慮してください。電力会社の検針員や、ガスの検針、ヤクルトの配達員などによる見守りや、災害時のための JR との連携など、支援は福祉関連団体に限らないと思います。

青松委員：カンガルーポケットはご存じでしょうか。教育委員会が中心になり、民生委員や健全育成委員の方たちが子どもの見守りのパネルを各家庭や商店など地域を廻って配布し掲示をお願いする取組を行っています。社会資源として、緊急時のために医師会や商店にも協力を要請していますが、社会資源を幅広く含める表現で記載していただきたいと思います。

山本委員：先日、保育園留学の事例が報道されていましたが、他の自治体との連携や情報交換が重要かと思います。現状としてはいかがでしょうか。

金子会長：自治体相互の情報交換は大前提としてやって行くべきことですが、計画の中に書き込むべきなのかどうか。こうした委員会の中で意識して、計画策定後に施策の進捗状況を確認する際に目を向けていく、また、厚労省のホームページに自治体の好事例が掲載されていますので、それを持ち寄って小金井市にどう適用できるのかを検討していくことでどうですか。

青松委員：実際、線が引かれているわけではないので、現状は色々な協力関係が行われていると思います。社会資源の連携では三鷹市と協力関係にありますし、他の市との連携はそれなりにあると思います。

酒井委員：介護保険などでは、地域密着型サービスとして小金井市の住民が他の自治体のサービスを使うことができます。小金井市にないサービスを他の自治体の事業者が提供していれば、それを利用できます。事業者間では足りない部分を補い合う相互の助け合いがあります。

井出委員：この中で、町会や自治会の地域住民の協力や商店街との協働作業などがありますが、現実的には整合性を図って行くうえで難しいところがあります。みんなの街だから街を良くしようという最低限のルールでまとめられればいいのですが、現実的には立場の違う様々な意見が出ます。ただ私としては、副会長の意見同様に地域住民すべてが協力すべきかと思っています。

金子会長：他はいかがですか。

井出委員：事務局より「本人との信頼関係の構築に向けた支援に視点を置く」ための構想として支援会議の説明があり、本人支援のための会議かと思いますが、これは誰がコーディネートをし、どのようにメンバーを選ぶのですか。

事務局：開催の主体は市の地域福祉課になります。構成員はケースによりますが、社会福祉協議会の包括化推進員の方と相談をさせていただき、仮にひきこもりのケースであれば見守りをしている地域住民の方や本人・家族への支援ができる関係機関の方たちなど、ケースに合わせた構成員を招集することになります。招集依頼は市が行います。

井出委員：これまでに開催されましたか。

事務局：これまで開催実績はないです。

井出委員：今後、事案が挙がった場合には社会福祉協議会の総合相談窓口が地域福祉課に開催の要請をするということですか。

事務局：相談事案があり、支援会議という会議体が支援に必要と判断した場合に、法律に基づいた会議が開催される想定です。

酒井委員：今までに開催例がないということはないと思います。現状、必要に応じて、民生委員や地域包括支援センターなどの関係職員が集まって情報交換をし、形にとらわれずに日常的に解決に導いていますので、システムとして整備されていないだけではないですか。そのような支援を実施していない自治体はないと思います。

石塚副会長：制度上の支援会議に関しては要綱等を作成したうえで運用されるものなので、現在そうした整備がされていないために実績がないという説明だったかと思います。既存の支援調整会議では、同じような形で小金井市の地域福祉課が主体となり、社会福祉協議会の相談員が参加し、社協と市の担当で相談をしながら必要な関係者を招集し、開催しています。支援をすることに同意している方については随時支援が行えています。

金子会長：時間になりましたので様々なご意見をいただきましたが、ご意見を参考に事務局で修正をお願いします。次回の日程は10月27日(金)です。午後2時からの開催ですのでご足労をかけますが、出席をお願いしたいと思います。欠席の場合は事務局に連絡ください。

その他何かありますか。

(3) その他

(特になし)

3. 閉会

会長：令和5年度第3回小金井市地域福祉推進委員会を閉会します。本日はありがとうございました。

以上で終了